

## 東京電力による原子力発電所事故隠蔽の真相究明を求める意見書

東京電力株式会社は、長年にわたり、福島第一・第二原子力発電所と柏崎刈羽原子力発電所の自主点検記録に虚偽の記載をし、炉心隔壁やジェットポンプなど原子炉内の機器について、ひび割れや摩耗等の損傷を隠蔽していたことが判明した。問題の見つかった13基のうち8基の原発は、現在も部品に損傷があるままで運転されている可能性があるという。

経済産業省原子力安全・保安院によると「安全に重大な影響はない」ということであるが、これは不正行為そのものの正当化であり、何よりも、点検データの改ざんは、原子力発電所の安全性に対する国民の信頼を根底から覆す行為であって、その罪は重大である。

また、通商産業省（当時）に実名による内部告発文書が届いて、事件が明らかになったのは2年以上も前のことであり、この間事態を公表しなかった経済産業省の対応は、国の原子力政策に固執するあまり、国民の生命の安全をないがしろにしたものと言え、断じて許すことはできない。

さらに最近の報道によると、1970年代半ば頃には、「配管にひび割れの兆候がある」という報告書を提出しようとした東京電力株式会社に対し、通商産業省（当時）の検査官が「異常なし」と書き換えるよう指示をしたという。これが事実であれば、国の原子力政策は、もはや全く信用することができない。

よって、本市議会は、政府に対し、以下の通り求めるものである。

- 1 不正が行われた13基の原子炉全部を直ちに停止し総点検すること。亀裂の有無の確認だけでなく、原子炉の各部品に至るまで正確な状況を把握するために、十分時間をかけて調査を行い、結果をすべて公表すること。
- 2 不正が明らかになっていない原子炉の分も含めて、これまでに実施された原発での自主検査および定期検査の内容と記録を洗い直し、すべてを明らかにすること。
- 3 これらの不正は、この間の通商産業省の行動から判断すると、東京電力やGEI社に限ったものとは言い切れない。他の電力会社、原子炉・機器メーカーの検査についても、徹底して調査し、その結果を公表すること。
- 4 原子力安全・保安院は、コスト削減要求の中で、定期検査の簡略化を目指しているが、このような改ざんが明らかになった以上は、簡略化方針を改め、抜本的な見直しに基づく検査強化を行うこと。
- 5 経済産業省は、旧通商産業省時代を含め、自らが指摘されている疑惑に関して、徹底的に調査を行い、直ちに結果を公表すると同時に、もし事実であったならば、関係者の厳正な処分を行うこと。

上記、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 1 4 年 9 月 2 6 日

三鷹市議会議長 吉 野 博 明